



ふれあいネットワーク 

社会福祉
法 人

福島市社会福祉協議会

令和5年度

誰もが**安心**して **笑顔**で暮らすことのできる **まち**づくり実現のために



社会福祉協議会とは

誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」を進めるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら共に考え実行していく社会福祉団体で、社会福祉法に基づき各市町村に1つと定められた団体です。助け合いのネットワークづくりと支え合いの仕組みを地域につくりあげるために、皆様のご支援、ご協力をお願いします。

住み慣れた地域で暮らし続けたい

◆住民同士が支え合うまちづくりを支援

地域住民が住みよいまちづくりを自らの手で積極的に展開するため、町会や民生委員等と連携し26の地区協議会が組織され活動が行われています。

社会福祉協議会では、地域住民の（地区協議会）活動を支援します。

【主な活動例】

●地域での交流、見守り、居場所づくり

●ふれあいサロンの開催

高齢者や障がい者などが、身近な場所で気軽に集い、仲間づくりや生きがいづくりを目的に開催。



【ふれあいサロン】

- 在宅の一人暮らし高齢者等を対象に配食サービスや昼食会を実施。
- 小地域ネットワーク活動
見守りが必要な方を近隣で見守り、助けあう活動を支援。

安心して子育てをしたい

◆「子育てサロン」や「子ども食堂」の支援

◆楽しむ子育て応援事業の開催

子育て中の母親等の息抜きの場を提供します。

また、悩みや不安を一人で抱えてこむことがないよう、母親同士が繋がるきっかけづくりを目的に開催します。



【子育て応援事業】

◆障がい児・者の活動支援

障がい児・者が地域でいきいきと生活が送れるよう、レクリエーションを通して交流を図り、社会参加の促進や余暇活動の充実を支援することを目的に支援します。

- もちつき大会
- クリスマス大会
- おひさまといっしょに



ボランティアをしてみたい・お願いしたい

◆ボランティアセンターの運営

ボランティアに関する相談、ボランティア保険の手続き、登録・派遣や、各種養成講座の開催

◆心のバリアフリー出前講座

学校や企業・団体等を対象に福祉講座実施に関する相談、企画調整を行います。

高齢者疑似体験／車いす体験／手話講座／手引き体験／点字体験／障がい者スポーツ体験など

◆赤い羽根共同募金運動への協力

共同募金は、地域の支え合い活動を財源に、子どもや障がい者、高齢者などを支援する地域福祉事業のほか、災害時には、災害ボランティア活動に役立てられています。



【街頭募金活動】



【サマーショートボランティアスクール（子ども食堂）】

一時的な生活の見通しを立てたい

生活福祉資金の相談、生活援助資金の貸付

◆低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行い、安定した生活を送れるよう支援します。

●その他にも

生活困窮者世帯へ、生活の安定や生活再建に向けた食料品等の給付を行います。

「コープフードバンク」事業

東日本大震災に伴う避難者を支援します

◆市内に避難している心にストレスを感じている方や高齢者等に対し、個別に訪問しながら相談支援を行います。 また、月1回の交流の場としてホットサロン「てとて」を開催します。

高齢になっても、障がいや認知症があっても自分らしく安心して暮らしたい

暮らしの安心をお手伝いします

- ◆認知症高齢者や知的・精神障がい者などの判断能力が不十分な方が、安心して生活できるようお手伝いします。

日常生活自立支援事業（あんしんサポート）

- ・必要な福祉サービス利用の手続き・金銭管理
- ・書類等（通帳）を安全な場所で預かります。

福島市権利擁護センター運営事業

- ・成年後見制度や権利擁護に関する理解を深めていただくため、情報提供や相談、出前講座、市民後見人養成等を行います。

法人後見事業

- ・法人として成年後見人等に就任し、判断能力が不十分な方の権利と財産を守るため、本人の意思を尊重した後見事務に取り組みます。

地域包括支援センター

- ・中央地域包括支援センター
- ・立子山・飯野地域包括支援センター



- ◆高齢者の身近な相談窓口です。

- ・健康や生活、介護、福祉など、高齢者に関するさまざまな相談を訪問・来所・電話で対応します

- ◆介護予防教室、認知症、孤立防止に向けた見守り

- ◆介護保険サービスの説明や利用申請のお手伝い

- ◆高齢者虐待防止や悪徳商法被害防止など、高齢者の権利を守るための支援

介護サービスや障がい福祉サービスを利用したい

- ◆介護を必要とする高齢者や障がい者が、在宅において自立した生活が送れるよう、介護サービスを提供します。

●ケアプラン作成サービス（居宅介護支援事業）

ケアマネージャー（介護支援専門員）が利用者の希望を聞きながらご自宅でよりよい生活を送っていただけるようケアプラン（居宅サービス計画）を作成、ケアプランにより「ホームヘルプサービス」や「訪問入浴サービス」、「デイサービス」などが利用できます。要介護認定の申請代行など、介護保険の利用支援を行います。

●ホームヘルプサービス（訪問介護事業）

高齢者や障がい者のお宅にホームヘルパーが訪問し、利用者の状況に合わせ、「調理」や「洗濯」、「掃除」など生活面でのお手伝い、「食事」や「お風呂の介助」など身体的なお手伝いをします。

●デイサービス（通所介護事業）

お花見、夏祭りなど季節に合った行事や介護予防の要素を取り入れたレクリエーションなどを行い、入浴や身体状況に合わせたあたたかい食事を提供します。

- ・中央デイサービスセンター
- ・飯野デイサービスセンター



身体障がい者指定相談支援事業

- ◆地域生活において生活支援を必要とする障がい者及びその家族を支援します。

- ・本人やその家族が抱えている問題、日常生活上の悩みなど、さまざまな相談に応じます。

身体障がい者福祉センター 腰の浜会館

- ◆在宅で生活している障がい児・者を対象に、手打ちそば教室や山野草教室など余暇活動充実のため各種教室を開催。また、障がい者支援のボランティア講習会を開催します。



(発行 令和5年5月)